

# 富田林市障害者施策推進協議会条例

昭和 52 年条例第 36 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号) 第 36 条第 4 項の規定に基づき、本市に富田林市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(費用弁償)

第 5 条 委員の費用弁償は、富田林市職員旅費支給条例(昭和 52 年条例第 5 号)に準じて支給する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 17 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。

## 富田林市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 52 年規則第 25 号

第 1 条 この規則は、富田林市障害者施策推進協議会条例（昭和 52 年条例第 36 号）第 7 条の規定に基づき、富田林市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第 4 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課がこれにあたる。

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 20 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 17 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。